

〔警察庁丙総発第21号〕  
〔平成19年6月5日〕

## 警察庁訓令・通達公表基準

### 1 目的

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、警察庁の訓令等について、原則として公表することにより、国民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

### 2 用語の定義

次に定めるほか、「霞が関WAN用LANシステム運用管理要領の制定について」（平成16年3月23日付け警察庁丙情管発第9号、丙通施発第5号）に定めるところによる。

#### (1) 通達

所管の機関又は職員の職務運営に関する命令事項及び法令の解釈、運用等に関する示達事項等を内容とする文書。したがって、単なる連絡、通知、依頼、照会、回答等は通達には該当しない。

「通達」に該当しない例

- ・法令成立の通知（解釈・運用等に関する事項を含まないもの）
- ・会議等の開催通知

#### (2) 警察庁の施策を示す通達

警察庁の発出する通達のうち、警察庁の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いたもの。

「警察庁の施策を示す通達」に該当しない通達の例としては、以下のようなものが挙げられる。

警察庁の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関する通達

（例）警察庁職員の勤務時間等に関するもの

警察庁職員の給与支給の手続に関するもの

警察庁における予算執行の手続に関するもの

なお、内部管理事務について、全国的な基準を設定したり、その改善・充実を図るため都道府県警察に対して発せられる指示等は、「警

警察庁の施策を示す通達」に該当する。

専ら技術的・補足的事項を定める通達

(例) 電算システムに関する技術的事項を定めるもの(コード表の  
制定、入力帳票の記入要領等)

犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

その他国民生活に影響を及ぼさない通達

(例) 業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

### 3 公表範囲

- (1) 警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達(以下「訓令等」という。)のうち、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条各号に掲げる不開示情報(以下「不開示情報」という。)を含まないものについては、全文を公表する。
- (2) 訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3) 警察庁の施策を示す通達に当たらない通達についても、国民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努める。

### 4 公表時期・公表期間

- (1) 本基準の施行後に発出する訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。
- (2) 本基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する訓令等については、本基準の施行後順次公表する。
- (3) 公表期間については、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置をとることとする。

### 5 公表方法

- (1) 訓令等の主管課は、霞が関WAN用LANシステムにより提供するホームページ(以下「警察庁ホームページ」という。)に公表しようとする訓令等に係るWEBページを掲載するとともに、当該訓令等を警察庁文書閲覧窓口に備え付けて一般の閲覧に供することにより、訓令等を公表する。
  
- (2) 訓令等に係るWEBページの警察庁ホームページへの掲載及び訓令等の閲覧目録への登載については、別に定めるところによる。